

居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の取扱い

(1) 特定事業所集中減算の概要

居宅介護支援事業所は、毎年度2回、下記の判定期間において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は、減算適用期間の居宅介護支援費のすべてについて、1月につき200単位を所定単位数から減算する。

(2) 減算の要件

正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護サービス等の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業所によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えていること。

- ① 各事業所ごとに、当該事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護をそれぞれ算出し、訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護サービス等のいずれかについて80%を超えた場合に減算する。

(3) 判定期間と減算適用範囲

- ① 判定期間が前期（3月1日から8月末日）の場合は、減算適用期間を10月1日から3月31日までとする。
- ② 判定期間が後期（9月1日から2月末日）の場合は、減算適用期間を4月1日から9月30日までとする。

※なお、厚生労働大臣基準告示において第83号の規定は平成30年4月1日から適用するとしているが、具体的には、①の期間（平成30年度においては、4月1日から8月末）において作成された居宅サービス計画の判定から適用するものであり、減算については、同年10月1日から居宅介護支援から適用する。

(4) 特定事業所集中減算の「正当な理由」の範囲

- ① 居宅介護支援事業所が所在する市町村区域内における対象サービスの事業所数が、それぞれのサービスにつき5未満である場合。

※みなし指定の事業所については、当該年度において介護サービス情報の公表の対象となっていない事業所は除外する。ただし、判定期間に新たに指定を受けた事業所で、1月あたりの介護報酬の額が80,000円を超えている場合は、事業所数に含めるものとする。

※事業所数はそれぞれの判定期間の最終月の初日（前期分については8月1日現在、後期分については2月1日現在）で判断する。

- ② 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画が20件以下の場合
- ③ 判定期間の1月あたりの居宅サービス計画のうち、それぞれの対象サービスが位置付けられた計画の件数が1月あたり平均10件以下の場合
- ④ サービスの提供にあたって指示を受けた主治の医師等との密接な連携を確保するため、特定の事業者集中していると認められる場合
80%を超えたことについて、その詳細な報告を求めることとする。
- ⑤ その他正当な理由があると考えられる場合
80%を超えたことについて、①～④に該当しないが、別に正当な理由がある場合は、その詳細について報告を求めることとする。

※事業所の決定にあたり、利用者に対し介護サービス事業所を公正に紹介した上で利用者の希望を勘案したところ、結果的に特定の事業所に集中したと主張する場合には、以下の（i）及び（ii）についても提出することとする。

- （i）当該居宅介護支援事業所が、各利用者及び家族に事業所の紹介する際に用いる、介護サービス事業所の特徴をまとめた一覧
居宅介護支援事業所自らが作成したもの、又は市が作成している事業所一覧又はパンフレット（事業所名や住所だけの一覧ではなく、各事業所が行っているサービス内容や対応、送迎体制などの違いが分かるものとする。）
- （ii）各利用者及び家族に対し（i）により説明した上で、各利用者が事業所を選んだことが分かる書類（任意様式。説明者氏名・説明日、利用者氏名（押印または署名）の記載のあるもの。）

（5）特定事業所集中減算に係る報告等

①書類の提出

留意事項通知第3の10の（3）による長井市長への書類の提出は、別紙様式「居宅介護支援における特定事業所集中減算報告書」とし、当該様式に必要事項を記入し提出することとする。

②報告対象事業所

居宅サービス計画に位置付けた訪問介護サービス等のいずれかのサービスにおいて、紹介率最高法人の割合が80%を超えた居宅介護支援事業所（休止中を除く）

③書類の保存期間

5年間